

G I G Aスクール構想に伴う1人1台端末に係るQ & A

◇端末について

Q 「G I G Aスクール」って何ですか？

A 文部科学省が提唱する「児童生徒向けの1人1台端末と、学校におけるネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育」をICTを活用して実現する取り組みです。

Q 「G I G Aスクール」の「G I G A」は、何ですか？

A 文部科学省の造語で、「Global and Innovation Gateway for All」の頭文字をとって「GIGA」としています。直訳すると「全ての人にグローバルで革新的な入口を」となります。目的は上に記載のとおりです。

Q 端末の貸与に際し保護者に金銭的な負担は発生しますか？

A 学習者用端末の代金や使用するソフトウェアの利用料金、学校内で使用する際の電気代・通信料は石狩市が負担します。学習者用端末を持ち帰った場合の電気代・通信費用は各ご家庭でご負担いただきます。

Q どのような端末を使用しますか？

A 本市ではWindowsの端末を使用します。具体的な機種は「HP ProBook x 360 11 G5 EE（教育向けコンバーチブルPC）」です。この端末は、キーボードが装備されており、ノート型パソコンとしてもタブレット端末としても使用が可能です。

Q 学習者用端末は個人の所有になるのですか？

A いいえ、石狩市からの貸与になります。

Q 卒業したら学習者用端末は返却するのですか？

A はい、卒業や転校時に返却いただきます。進級時は学習者用端末も一緒に持ち上がりになります。卒業や転校時には学校へ返却し、その学校の1年生に再配布されますので、大切に使うください。

Q 石狩市内の学校で転校します。この場合でも返却になりますか？

A はい、石狩市内での転校であっても、学校が変わる場合には一度返却をした上で、転校先の学校から貸与されます。

Q 学校ではどのように保管しますか？

A 各教室等に設置している鍵付きの保管庫に充電しながら収納します。

◇端末の持ち帰りについて

Q 学習者用端末は毎日持ち帰るのですか？

A 現在、夏休み期間に試験的に家庭に持ち帰る取り組みを予定しており、それ以降は各学校において試行を重ね、令和4年度には日常的に持ち帰る取り組みを検討しています。

Q 臨時休業時などの際に持ち帰っても、我が家にはインターネット回線がありませんがどうしたらよいですか？

A 夏休み期間に端末を持ち帰り、日中帯に利用をする取り組みを予定していることから、各ご家庭におかれましてはインターネット環境の準備にご協力をお願いいたします。
ご自宅にインターネット回線がない家庭には、貸出用のモバイルルーターを無料で貸与する予定です。ただし、通信費の負担やSIMカードの契約は各家庭で行っていただきます。

Q 学習者用端末にはフィルタリング等のセキュリティ対策はしていますか？

A 児童生徒に不適切なホームページ等をブロックする等のフィルタリングを行っています。

Q 長期休業中に学習者用端末が故障したり、紛失してしまった場合はどうしたらよいですか？

A まずは市教委へ連絡してください。（学校教育課 72-3171）
故障の場合は市教育が学校と連絡を取り、故障した端末と代替端末の受け渡し方法や日時について学校よりご家庭へ連絡していただきます。
紛失や盗難等の場合は、市教委への連絡とともに併せて警察への届出が必要になります。

Q 「端末利用についての確認書」を提出しないとどうなりますか？

A 学校内における使用については制限はありませんが、端末を家庭への持ち帰ることは出来ません。確認書の趣旨をご理解のうえ、ご提出いただければと思います。

Q 学校へ私物のパソコンを持参してもよいですか？

A セキュリティ上、私物のパソコンはネットワークに接続できないこととしています。市教委が貸与する端末の使用をお願いします。

Q 子どもが不適切なサイト等へアクセスしないか心配ですが、どのような対策をしていますか？

A 有害サイト等へのアクセスを制限するため、一定のフィルタリング設定を行っています。学習者用端末の利用に限らず、スマートフォンやSNSが子どもたちに普及する中、適切な情報モラルを身に付けることが社会的に求められています。学校におきまして、安全で安心なインターネット利用に向けた情報モラル教育に取り組んでまいりますが、ご家庭におきましてもご協力をお願いします。

Q 充電のための機器（ACアダプター）はどうなりますか？

A 長期休業時は持ち帰ることになりますが、通常時は各学校の指示に従ってください。

◇使用上の注意事項について

Q 学習者用端末は家族が使用してもよいですか？

A 学習者用端末は、児童生徒が学習活動に使用するために貸与されるものであり、児童生徒本人以外が学習に関わることを以外に使用してはいけません。

Q 学習者用端末でインターネット上のゲームや買い物をしてよいですか？

A 学習者用端末は、学習活動に使用することが目的です。学習活動以外には使用してはいけません。

Q 学習者用端末は学習のためであれば、友達の家などに持ち出してもよいですか？

A 家の外に持ち出すと紛失や破損の可能性が高まります。学習者用端末は、基本的には学校と家のみで使用しましょう。